

大阪市淀川区役所と公益社団法人日本ストリートダンススタジオ協会との連携に関する協定書

大阪市淀川区役所（以下「甲」という。）と公益社団法人日本ストリートダンススタジオ協会（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定（以下「協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が連携のもと、相互に協力し、「淀川区将来ビジョン」で掲げている「教育・子育て支援の充実」に向けて、淀川区の子どもの体力向上に向けた取組を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携・協力するものとする。

- （1）淀川区の子どもの体力向上に向けた施策の推進に関する事
- （2）区内学校園における子どもの体力向上に向けた取組への支援に関する事
- （3）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関する事

2 連携に関する具体的内容はその都度甲及び乙で協議して定める。

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、次に掲げる各々の役割について確認し、誠意を持って連携・協力するものとする。

- （1）乙は、淀川区区内において、子どもの体力向上に向けた講座等は無償で運営実施する。
- （2）甲は、乙の講座実施に向け、学校園との調整、広報の事務を行う。
- （3）甲及び乙は、この協定に基づき実施する連携事業やイベントの告知などこの協定に関連したプレスリリースを行う場合は、その時期と内容について相手方と協議し合意の上行うものとする。

（協議事項）

第4条 連携事項の具体的な内容等については、個人情報保護の趣旨を踏まえ関係法令を遵守し、甲及び乙の間で協議するものとする。

（秘密の保持）

第5条 乙は、この協定の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、甲の承諾なく、業務を行う上で得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

3 乙は、自己の業務従事者その他関係人について、前2項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

4 前3項の規定は、この協定が終了した後においても、同様とする。

(連携期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、甲及び乙のいずれからも有効期間終了の1カ月前までに改廃の申し入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第7条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠意を持って協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年3月12日

甲 大阪府大阪市淀川区十三東2丁目3-3
大阪市淀川区長 山本 正広

乙 大阪府大阪市中央区農人橋2丁目1-35 第八松屋ビル403号
公益社団法人日本ストリートダンススタジオ協会
代表理事 吉田 健一